

(成績)

第 1 条 弘前大学学則(平成 16 年規則第 2 号。以下「学則」という。)第 20 条に定める評語と、その評点及び成績評価基準は以下のとおりとする。

評語	評点	成績評価基準
秀 (S)	100～90	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている。
優 (A)	89～80	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
良 (B)	79～70	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
可 (C)	69～60	到達目標を最低限達成している。
不可 (D)	59 以下	到達目標に達していない。

(成績評価)

第 2 条 成績評価は、原則として、平常評価及び期末評価を総合して行う。

- (1) 平常評価は、小テスト、課題、発表等で行う。
 - (2) 期末評価は、試験、レポート、発表等で行う。
- 2 履修手続を行った授業科目で、次の各号のいずれかに該当する者は、不可とする。
- (1) 授業出席時数が総授業時数の 3 分の 2 に達していない者
 - (2) 前項の成績評価を受けなかった者

附 則

この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。